

安全衛生ハンドブック

置賜建設株式会社



おーおーおーおー
おっはねーもーおー
今日も一日安全第一
頑張ってね



家族からのメッセージ

労働安全の推進方針



置賜建設株式会社は、「労働安全の推進方針」に基づき、当社作業員、及び協力会社作業員の安全、さらには本人の御家族を念頭に据え、安全を考え続け、常日頃から、より安全な現場を目指し続けます。

- 1 労働安全衛生法等の関係法令を遵守し続ける
- 2 危険の「先取り型管理」に取り組み続ける

「危険を予測し」「予防を考え」「対策を実施し」「チェック、評価し」
「改善策を考え続ける」

平成27年10月 1日

置賜建設株式会社
代表取締役 川野 敬典



やまがた健康企業宣言

【登録番号：00103】

当社は、社員が健康で生き生きと働ける会社を目指して、以下の健康づくりに取り組みます。

- ① **健康診断の実施** 社員に対して「定期健康診断」を実施します。
- ② **特定保健指導の実施** 協会けんぽの「特定保健指導」を利用します。
- ③ **検査・治療の促し** 健診の結果、再検査や治療の必要があった場合医療機関を受診するように勧めます。
- ④ **健康づくりの推進** 会社全体で健康づくりに取り組みます。

我が社の健康づくり

・毎朝二人組ストレッチと握手で体調確認を行います。

2016年11月29日

置賜建設 株式会社

代表取締役 川野 敬典



即、病院！！

X線（レントゲン）



○毎日の体調確認の重要性

朝のミーティング時

翌日作業の打ち合わせ時

帰宅時

1日3回の体調確認をお願いします。

自分の体調と、同僚の体調を、習慣的に気に掛けることで、現場全体で体調管理に対する意識を高め、有事の際、迅速な対応ができるようにする。

報告・連絡・相談

日常のコミュニケーションの一環として、主任技術者、現場代理人、監理技術者は積極的に把握に努めてほしい。



- あ → あいさつ・コミュニケーション
- ら → ラストスパート 最後の5分
- か → 改善・改革
- じ → 準備
- め → 目配り・気配り

十 謙虚で笑顔で元気な現場

○二人組ストレッチの効果

二人組で行うことで、自分とパートナーの体調の両方を確認できる。

また、仲間とのコミュニケーション向上も目的の一つ。

声掛け等をするすることで、現場の活気づくりにも繋げてほしい。

作業前の2人組ストレッチ

目的…… ペアで行うことで、自分や仲間の体の状態に気づき、体の調子を整えたり、仲間と豊かに交流したりすることが目的です。

2人同時に

両手をつなぎ、
体のわきを伸ばす

||
体幹(コア)、わき腹に効く

横並びになり、互いに肩幅程度に足を開きます。手をとり合って互いの内側の足をつけ、外側に一步踏み出しながら、内側の手を下に、外側の手を上にして引っぱり合い、外側の腕、わき腹を伸ばします。向きを変え、反対側も同様に行います。



2人同時に

背中を合わせねじる

||
お腹まわり、背中に効く

背中合わせになって立ち、肩幅に足を広げます。腕を上げて開き、互いに手をかけ手のひら同士を合わせます。大きく息を吸い、吐きながら右側に体をねじり5秒キープします。

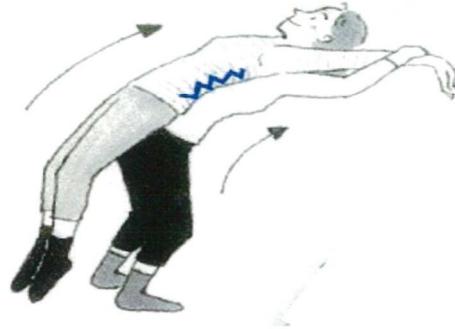


3. 背中伸ばしのストレッチ

① 上の方は体の力を抜く

② 下の方は相手の腰の位置に注意

※ 2人の体重差注意



4. 前屈によるストレッチ

① 2人が70～80cm程度離れた位置で向かい合って立つ

② 互いに肩に手をかけて前屈姿勢をとる

③ 互いに肩甲骨のあたりを手のひらでゆっくり下に押す

④ 20秒程度行う

ポイント

① ストレッチをする時は、リラックスした状態で行う。

② どこを伸ばしているのか意識して行う。

③ ストレッチは、負荷をかけすぎず、心地よいところで止める

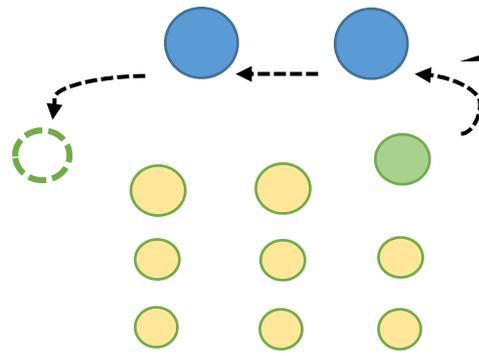
④ ペアでする時は、お互いにコミュニケーションをとりながら行う。



握手の

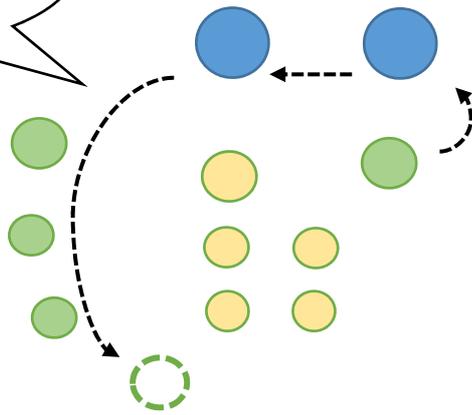


ススメ



握手！！

握手をしながら円陣を
組むように整列



みんなで守ること(安全)

1

作業場所は、常に整理・整頓・清掃に勤めること。



2

安全帽は、アゴひもを締め、キチンとした服装で作業すること。



5

体調の悪いときは、遠慮なく申し出ること。



6

不安全行為は、絶対に行わないこと。また、発見したら中止させること。



3

喫煙は必ず指定場所で行うこと。尚、焚火は絶対に行わないこと。



4

許可なく立ち入り禁止場所や関係のない場所に立入らないこと。



7

作業規律を守り、勝手な自己判断で作業をしないこと。



8

朝礼、安全ミーティング、その他の安全行事には必ず参加すること。



9

指示された作業外の作業は、絶対にしないこと。



10

外部足場では安全帯を着用し、必ず使用すること。



13

立入禁止柵、開口部の手摺り等は、作業終了時、必ず復旧しておくこと。



14

重機・クレーン等の運転、玉掛け、アーク溶接等の作業は、免許・資格の無い人は行わないこと。



11

安全帯未装着者は足場への立入を禁止します。



12

高所からの物の投捨て、投げ降ろしは絶対にしないこと。



15

許可なく重機・電動工具・その他の機械器具類を持ち込み使用しないこと。



16

事故発生又は設備等に異常を発見したときは、直ちに現場代理人及び職長に報告すること。



○安全についての点検

月間安全衛生活動目標を定め周知しましたか？
朝礼やミーティングで「二人組ストレッチ」「体調チェック」をしていますか？
リスクアセスメント（危険有害要因の検討）を行っていますか？
現場巡視を行っていますか？
4S(整理・整頓・清掃・清潔) 活動を行っていますか？
作業手順書は、使用する機械・機材、作業方法等、実態に即した内容になっていますか？
作業者は作業手順書のとおりに行っていますか？
機械・機材は、明示された所定の場所に配置されていますか？
床や通路に機材・材料等が放置されていませんか？
足場に不備はありませんか？
現場の方は、不安全な行動をしていませんか？
不安全行動を見かけた場合、その方を注意しましたか？
災害防止のために工夫したところがありますか？
ヒヤリ・ハット報告は何件でしたか？

○化学物質のリスクアセスメント

下記のラベルが貼られている製品にはしっかりと安全対策と周知が必要です。



作業前に絵表示を確認!

	絵表示	具体的な危険性・有害性	注意事項
危険性		爆発物：火災、爆風または飛散危険性 熱すると火災または爆発のおそれ	熱、高温のもの、火花、裸火および他の着火源から遠ざけること。禁煙。
		可燃性／引火性の高いガス、エアゾール 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災または爆発のおそれ 空気に触れると自然発火 水に触れると可燃性／引火性ガスを発生	保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。 規則にしたがって保管すること。(爆発物) 換気のよい場所で保管すること。 火災の場合：区域より退避させ、爆発の危険性があるため、離れた距離から消火すること。(爆発物)
		発火または爆発のおそれ 火災助長のおそれ	内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。
		高圧ガス：熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガスの場合：凍傷または傷害のおそれ	日光から遮断し、換気のよい場所で保管すること。 耐寒手袋および保護面または保護眼鏡を着用すること。
		金属腐食のおそれ	他の容器に移し替えないこと。
健康有害性		重篤な皮膚の薬傷 重篤な眼の損傷	粉じんまたはミストを吸入しないこと。 皮膚、眼に付けないこと。 取り扱い後はからだをよく洗うこと。 保護衣、保護手袋、保護眼鏡を着用すること。
		飲み込む、吸入するまたは皮膚に接触すると生命に危険あるいは有毒	蒸気／粉じん／ガス／ミストを吸入しないこと。 口にいれたり、皮膚に付けないこと。 屋外または換気のよいところでのみ使用すること。 防じん・防毒マスク、保護衣、保護手袋を着用すること。 施錠して保管すること。
		遺伝子の損傷(遺伝性疾患)のおそれ 発がんのおそれ 生殖能または胎児への悪影響のおそれ 吸入するとアレルギー、喘息、呼吸困難を引き起こすおそれ 臓器への傷害のおそれ 誤毒性肺炎のおそれ	皮膚に付けたり、蒸気／ガス／粉じんを吸い込まないこと。 防じん・防毒マスク／保護手袋／保護衣／保護眼鏡を着用すること。 換気すること。 異常が見られた場合あるいはばく露の懸念がある場合、医師の診察を受けること。
		飲み込む、吸入するまたは皮膚に接触すると有害 強い眼への刺激、皮膚刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ 呼吸器への刺激または眠気やめまいのおそれ	粉じんまたはミストの吸入を避けること 気分が悪い時は医師に連絡すること。 保護具を着用すること。
環境有害性		オゾン層を破壊し、健康および環境に有害	回収またはリサイクルに関する情報について製造者または供給者に問い合わせること。
		水生生物に非常に強い毒性(短期・長期)	環境への放出を避けること。 内容物／容器を法令にしたがって廃棄すること。

化学物質のSDS活用&リスクアセスメント自主点検票

事業場名	点検実施日
責任者名（衛生管理者など）	担当者職氏名

<p>1. 事業場内で化学物質を取り扱っていますか。 ※塗料、洗浄剤、加工材など、身近なものにも化学物質が使われています。</p> <p>2. その製品にSDS（安全データシート）は添付されていますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ⇒いいえの場合、点検終了</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ⇒いいえの場合、納入元から入手してください</p>										
<p>3. その化学物質は何ですか。法令上①～③のどれに当てはまりますか。 ① 特定化学物質・有機溶剤 ② ①以外のSDS対象物 ③ その他</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%; font-size: small;">化学物質名</th> <th style="width: 60%; font-size: small;">CAS番号(SDSに記載)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;">()</td><td>()</td></tr> </tbody> </table>	化学物質名	CAS番号(SDSに記載)	()	()	()	()	()	()	()	()	<p>⇒SDSの「15.適用法令」の欄を確認！または「職場のあんぜんサイト」などで検索！</p> <p><input type="checkbox"/>① <input type="checkbox"/>② <input type="checkbox"/>③</p>
化学物質名	CAS番号(SDSに記載)										
()	()										
()	()										
()	()										
()	()										
<p>4. その化学物質の取扱い業務について、リスクアセスメントを実施したことはありますか。</p> <p>はいの場合、その結果を確認することはできますか。 ⇒はいの場合、6.へ ⇒いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう</p> <p>いいえの場合、 リスクアセスメントを実施しましょう</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p> <p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>										
<p>5. リスクアセスメントの方法を選択しましょう。（詳しくは5ページ） SDSのGHS分類による危険有害性情報を参照して確認します。</p> <p>危険性についての方法 → <input type="checkbox"/>災害シナリオを想定して見積もる方法（マトリクス法など） <input type="checkbox"/>法令規定を確認する方法 <input type="checkbox"/>その他</p> <p>有害性についての方法 → <input type="checkbox"/>ばく露濃度の測定（実測） <input type="checkbox"/>コントロール・バンディング <input type="checkbox"/>その他</p> <p><input type="checkbox"/>ECETOC-TRAなど <input type="checkbox"/>その他</p>	<p><input type="checkbox"/>危険性 <input type="checkbox"/>有害性</p>										
<p>6. リスクアセスメントの結果を労働者に周知していますか。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう</p>										
<p>7. SDSの内容を労働者に周知していますか。 ※作業場に備付け、各労働者に配布、パソコンなどで閲覧などの方法があります。</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ ⇒いいえの場合、改善しましょう</p>										
<p>8. SDS対象物（3.の①または②）に当たる場合、納入された容器などにラベル表示がされていますか。 ⇒はいの場合、事業場内でもラベル表示したままにしましょう ⇒いいえの場合、納入元にラベル表示について照会しましょう</p>	<p><input type="checkbox"/>はい <input type="checkbox"/>いいえ</p>										

＜化学物質管理に関する相談窓口＞

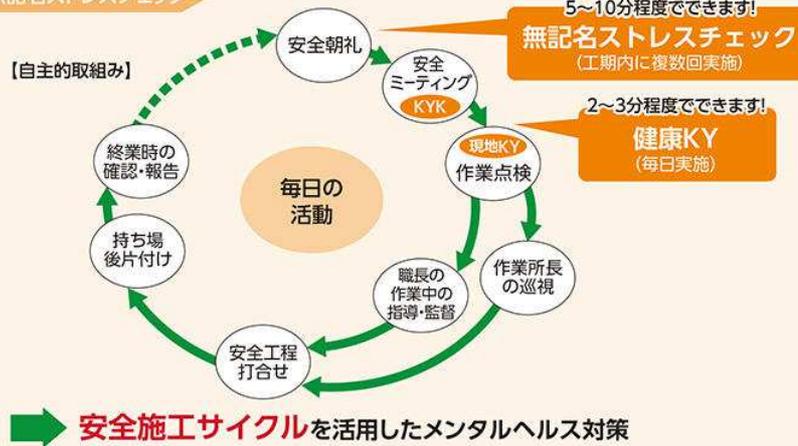
SDSの活用やリスクアセスメントの実施について、専門家に相談することができます。
問い合わせ先は、厚生労働省のホームページでお知らせしています。

厚生労働省 化学物質管理 相談窓口 検索

（平成27年9月作成）

建設業のメンタルヘルス対策について

建災防方式健康KYと無記名ストレスチェック



健康KYの進め方



不眠・疲労状態が続くと…



OS T O P ! 転倒災害

厚生労働省では、転倒災害を撲滅するため「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。重点取り組み期間は、凍結により滑りやすくなる冬季（2月）と、降雨により足元が悪くなる雨季（6月）で、職場環境を改めて見直す期間となっています。

転倒災害の種類と主な原因

▶ 転倒災害は、大きく3種類に分けられます。皆さまの職場にも、似たような危険はありませんか？

滑り	つまずき	踏み外し
		
<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床が滑りやすい素材である。 床に水や油が飛散している。 ビニールや紙など、滑りやすい異物が床に落ちている。 	<p><主な原因></p> <ul style="list-style-type: none"> 床の凹凸や段差がある。 床に荷物や商品などが放置されている。 	<p><主な原因></p> <p>大きな荷物を抱えるなど、足元が見えない状態で作業している。</p>

転倒災害防止対策のポイント

▶ 転倒災害を防止することで、安心して作業が行えるようになり、作業効率も上がります。できるところから少しずつ取り組んでいきましょう。

4S (整理・整頓・清掃・清潔)	転倒しにくい作業方法 「あせらない 急ぐときほど 落ち着いて」	その他の対策
<ul style="list-style-type: none"> 歩行場所に物を放置しない 床面の汚れ（水、油、粉など）を取り除く 床面の凹凸、段差などの解消 	<ul style="list-style-type: none"> 時間に余裕を持って行動 滑りやすい場所では小さな歩幅で歩行 足元が見えにくい状態で作業しない 	<ul style="list-style-type: none"> 作業に適した靴の着用 職場の危険マップの作成による危険情報の共有 転倒危険場所にステッカーなどで注意喚起 

○安全帯の着用はフルハーネス型に！！

法令上、「安全帯」の名称が「墜落制止用器具」に改正されます。

従来の「安全帯」には、① 胴ベルト型（一本つり）、② 胴ベルト型（U字つり）、③ ハーネス型（一本つり）が含まれるが、「墜落制止用器具」は、従来の安全帯から②を除いたものとなります。

新たに追加される特別教育

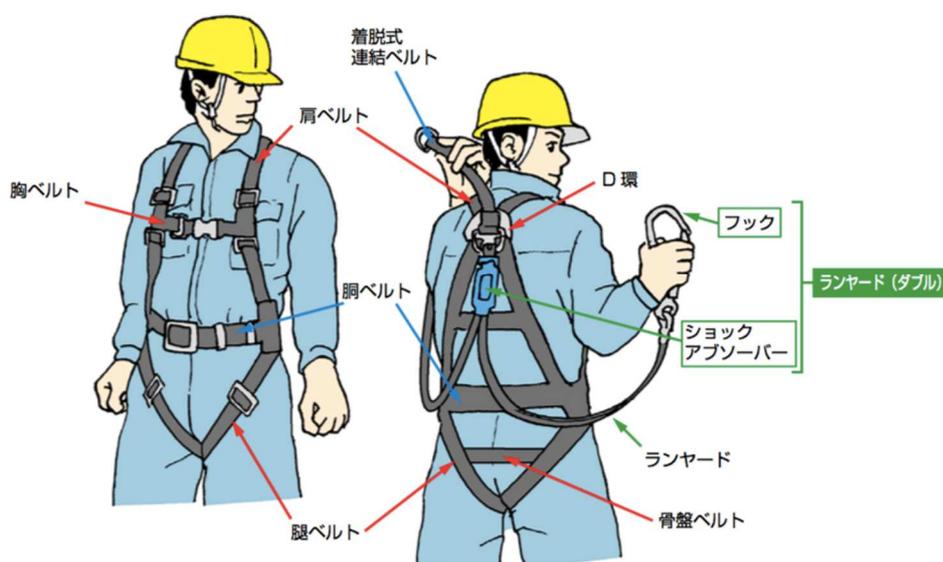
「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係る業務（ロープ高所作業に係る業務を除く。）」

平成31年2月1日から施行されます。

フルハーネス型の安全帯の着用義務

- 新ルール、**建設現場では高さ 5 m以上**
- 5 m未満の作業では、これまで通り胴ベルト型でも問題ないが、

平成34年1月には現行規格品の着用も禁止



○健康チャレンジ

- 取組期間 平成29年11月20日から平成30年3月18日
- 取組趣旨 コミュニケーションを取りながら、楽しくチャレンジして、健康の維持増進を図る。
- 取組方法 各自目標をたて、取組内容と理想をチャレンジシートに記入し、1週間ごと取組達成度ポイントに○を付けて、月ごとに集計。
- 評価 社長が毎月社員から提出されたチャレンジシートを確認し評価する。
- 結果 4ヶ月チャレンジ終了後、3名が優秀賞で表彰。

☆☆健康づくり4ヶ月チャレンジシート☆☆

チャレンジ目標

氏名

今月の目標



期 間	今週の取組む事	今週の感想	達成度ポイント
11月20日 (月) \$ 11月26日 (日)			1..25%
			2..50%
			3..75%
			4..100%
			1 2 3 4
11月27日 (月) \$ 12月3日 (日)			1..25%
			2..50%
			3..75%
			4..100%
			1 2 3 4
12月4日 (月) \$ 12月10日 (日)			1..25%
			2..50%
			3..75%
			4..100%
			1 2 3 4
12月11日 (月) \$ 12月17日 (日)			1..25%
			2..50%
			3..75%
			4..100%
			1 2 3 4
		達成度ポイント合計	
<p>今月の感想</p> <hr/> <hr/> <hr/>			

○労災Q & A

労働保険と労災保険は違うの？

違います。

まず、労働保険とは2つの保険から成り立っています。

「**労災保険**」と「**雇用保険**」です。

この2つをまとめた総称を **労働保険** といいます。

この労働保険で補償してもらえるのは、

「**業務上災害や通勤途上災害による傷病などに対するの補償（労災保険）**」
と

「**失業した場合の給付（雇用保険）**」です。

保険の給付は両保険制度で個別に行われていますが、
保険料の徴収等については労働保険として一緒に取り扱われています。

労災保険ってどういう保険なの？

労災保険（労働保険）とは、

「**労働者災害補償保険法（以下「労災保険法」）**」に基づく制度で
業務上災害、または通勤災害により以下の状況に陥った場合、
被災労働者またはその遺族に対し所定の保険給付を行う制度です。

これは、被災労働者の
「**社会復帰の促進、遺族の援護**」
を目的として行われています。

「労災隠し」って何？

労働安全衛生法において、労働災害が発生した場合は所轄労働基準監督署へ報告書（第23号用紙）を提出しなければならない、と定めていますが、それを行わず、隠すことです。

仕事を減らされることや、職場環境が悪くなることを恐れ、また「会社に迷惑を掛けた」「自分にも過失があるのでは」といった不安から労働者自ら「労災隠し」に同意してしまう場合があります

すが**絶対に行ってはいけません。**



事業主は、労働者が労働災害にあつて休業・死亡した場合、所轄の労働基準監督署に「労働者死傷病報告」を提出しなければなりません。

**労働災害に健康保険は使えない、使わない。
労働災害の受診は労災保険で!!**

労災保険の請求手続きについては、まず労働基準監督署へご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。→<http://www.mhlw.go.jp/>

+ ゴキブリ絶滅大作戦

当社の安全管理の一環として「ゴキブリ絶滅大作戦」を継続実施中です。

ゴキブリ絶滅大作戦の目的は

『ゴキブリを1匹見つけると通常その近辺には数十匹のゴキブリが生息しています。見えるゴキブリは潰せても、隠れているゴキブリは潰せません。それを現場作業におきかえ、事故の要因となるものをゴキブリと称して、見えるゴキブリ(事故の要因)から1つずつ潰していき、隠れているゴキブリを引き出して潰すゴキブリホイホイ(対策)を施し、工事事故につながるゴキブリを絶滅させ、工事事故を事前に防ぐ』ことを目的としています。ゴキブリは繁殖力が強く潰しても次々生息することから、ゴキブリの発見と退治は継続的な活動とする。ゴキブリホイホイはできるだけ「見える化」されるものを意識してください。

枕土嚢を利用した路肩の明示と降雨による法面の洗掘防止



枕土嚢による路肩の明示



ダンプトラック走行状況

吉野川鍋田地区河道掘削工事において、堤防から高水敷(掘削箇所)へ坂路が設置されており、堤防の幅員が狭くダンプトラックが前進のみでUターンすることが難しく、堤防から下りる時も、堤防へ上るときもバック動作となったことから、路肩の明示としてネットの設置を行い、さらに枕土嚢を設置することにより土砂の坂路に区画線が設置された状態となり、ダンプトラックの運転手はその区画線(枕土嚢)からはみ出ることもなく運転した。よって路肩からの転落等による事故はなかった。また、降雨の際、雨水が坂路の法面に流れないことで、法面の土砂の流出も防止できました。

ガソリンの保管方法と給油方法



携行缶保管状況と吸着マット



開封順序の明示



給油状況

H28-29 米沢地区河川維持工事に於いて、堤防除草工に使用する肩掛け式の草刈機の現場での燃料保管状況と開封順序を記したガソリン用携行缶です。携行缶には直射日光が当たらないよう蓋をつけ、風通しの良いものに入れて携行缶内の燃料の温度上昇を防ぐようにしています。また、携行缶には開封順序を記しており、温度上昇による燃料の噴き出しを防ぐよう明示しています。そして、給油時は吸着マットも携行しており、吸着マットの上に草刈機を載せて給油し、こぼれても周囲の地面を汚損することがない工夫をしています。

のぼりの設置でクレーンの作業範囲の明確化(高圧線対策)



高圧線注意のぼりでクレーン作業範囲を明示



監視員配置による確認

小瀬地区道路改良工事に於いて上空に66,000Vの高圧線があり、放電までの離隔が4.0m以上必要なことから、クレーン作業範囲可能な範囲と不可の範囲を、高圧線注意のぼり旗を用いて事情に明示した。鉄筋・型枠・足場材の小運搬時においてもクレーンの旋回方向を定め現場従事者に教育・周知した結果、高圧線に支障をきたすことはありませんでした。

落石・材料等の落下防止対策



補強土壁掘削作業時の落石防護施設



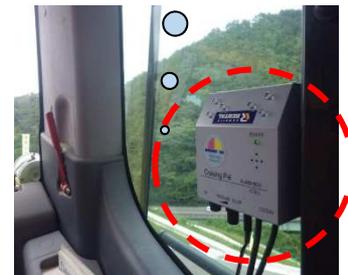
補強土壁・壁高欄施工時

大滝地区道路改良工事において既設橋梁間に補強土壁工を設置する作業があり、施工箇所より直高 42m 下方には国道 13 号線供用されており、掘削時の落石や施工時の資機材の落下により国道を走行する車両に衝突してしまうこと事故が予測された。落石・落下物防止として鋼材と高強度のワイヤー及びアンカーの設置とメッシュシートによる構造の対策を施した。掘削時も監視員を配置し、また、掘削方法も内側へ少しずつ掘削する等の措置を行い、片側交互通行の通行規制を実施することなく、また、落石・落下物もなく完了することができました。

重機と作業員の接触防止対策



バックホウの後方に設置したセンサー



センサーに反応があるとバックホウの運転席と外部に警報

大滝地区道路改良工事で、補強土壁工の施工は狭小部が多くバックホウと作業員が接触する可能性があったことから、バックホウの後方センサーを設置し、センサーが感知する範囲内に作業員や障害物があった場合にブザーによりオペレータに知らせる機器を使用して、接触・巻き込み事故を防止できました。



がんばってね

けがしないぞ

家族からのメッセージ



労働安全ハンドブック	施行	平成 27 年	11 月	1 日
	改訂	平成 28 年	4 月	1 日
	改訂	平成 29 年	4 月	1 日
	改訂	平成 30 年	6 月	30 日